

政策評価懇談会（第19回）議事録

1. 日 時

平成20年6月20日（金）10:00～12:05

2. 場 所

法務省第一会議室

3. 出席者

＜政策評価懇談会構成員＞

川端 和治	弁護士
(座長) 立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部グループ法務シニアオフィサー
前田 雅英	首都大学東京都市教養学部長
山根 香織	主婦連合会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社世論調査センター長

＜省内出席者＞

事務次官	小津 博司
官房参事官（予算担当）	名取 俊也
秘書課付	佐藤 淳
秘書課企画調整官	山本 寧
秘書課上席補佐官	山田 省三
人事課補佐官	加畑 和宏
会計課補佐官	伊藤 武志
施設課企画官	那花 弘行
厚生管理官総括補佐官	早川 誠
訟務部門訟務広報官	酒井 修
司法法制部司法法制課長	小山 太士
司法法制部参事官	佐々木宗啓
民事局付	松井 信憲
刑事局裁判員制度啓発推進室長	川原 隆司
官房参事官（矯正担当）	西田 博
保護局処遇企画官	平尾 博志
人権擁護局参事官	山口 英幸
入国管理局入国管理企画官	坂本 貞則
法務総合研究所総務企画部付	田代 英明

公安調査庁総務部総務課企画調整室長 森田 正巳

<事務局>

官房審議官（総合政策統括担当）	黒川 弘務
秘書課長	中川 清明
官房参事官（総合調整担当）	小山 紀昭
官房付	松本 裕
秘書課付	駒方 和希
秘書課補佐官	岩田 伸雅

4. 議 題

- (1) 平成19年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について
- (2) その他

5. 配布資料

- 資料1：法務省政策評価に関する基本計画
- 資料2：法務省事後評価の実施に関する計画（平成19年度）
- 資料3：平成19年度法務省事後評価実施結果報告書（案）
- 資料4：政策の棚卸しについて
- 資料5：法務省重点施策

6. 議 事

○立石座長：おはようございます。今日は、早朝からお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第19回政策評価懇談会を開催いたします。それでは、はじめに、法務事務次官から挨拶があります。

○小津事務次官：一言、ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、本年度第1回目の政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

法務省では、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保する意味から、民間の有識者の方々から御意見をいただく場として、これまで18回にわたり政策評価懇談会を開催してまいりました。本日御出席いただきました皆様方におかれましては、平成18年度からの2年間に引き続きまして、本年度以降も、快く本会合の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがたく存じます。ここに厚く御礼申し上げます。

政策評価の重要性につきましては、ここで改めて申し上げるまでもないところでございまして、当省といたしまして、政策評価の適正な運用をぜひ図ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、御専門の知識や、幅広い御経験などに基づく忌たんのない御意見を、どうぞよろしく願いいたします。また、これを機会に、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

○立石座長：ありがとうございます。それでは、早速ですが、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○松本官房付：それでは、本日の審議事項について、御説明させていただきます。まず、席上の

配布資料についてでございますが、資料1は「法務省政策評価に関する基本計画」、資料2は「法務省事後評価の実施に関する計画」、資料3は「平成19年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」となっております。

本日は、平成19年度に当省が実施しました政策の評価結果について、資料1, 2, 3に基づき、事務局からその概要を御説明した後、皆様方から御意見・御質問を頂戴したいと考えております。

ところで、昨今、評価と予算・決算を連携させていくことが強く求められており、政策評価の役割が益々増してきております。資料4として配布させていただきました中にありますように、本年4月22日には、閣僚懇談会において、内閣総理大臣から、「各大臣の下で、『政策の棚卸し』を行い、昔から整理されず引き続いて行われているような政策は、思い切って見直し、概算要求時までには徹底的な見直しを行って、確実に来年度の予算要求に反映していただきたい」旨の指示があったところでございます。政策評価を行い、その結果を踏まえて政策の見直し等を行うことは、正に「政策の棚卸し」となり得るものと思われまので、皆様方から頂戴した御意見等を参考に、「政策の棚卸し」の趣旨を踏まえつつ、政策評価をより充実したものとし、適切に予算に反映していくよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、関係する法令や閣議決定等につきましては、席上に参考資料として準備いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

○立石座長：ありがとうございました。それでは、本日の審議事項であります、資料3「平成19年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」について御議論いただきたいと思いますが、議論に入る前に、「政策評価に関連する最近の動き」について、事務局から説明をお願いします。

○駒方秘書課付：それでは、審議事項に入る前に、政策評価に関連する最近の動きについて、簡単に御説明いたします。案件は、2点でございまして、1点は、「政策の棚卸し」についてであり、もう1点は、「法務省重点施策」についてであります。

まず、「政策の棚卸し」について御説明いたします。先ほど官房付から御紹介いたしました資料4にございますように、先般、内閣総理大臣から、「政策の棚卸し」について指示がありました。政策評価を行い、その結果を踏まえて政策の見直し等を行うことは、正に「政策の棚卸し」となり得るものと考えておりますので、このような観点からもお気付きの点がございましたら、御意見を頂戴したいと思います。なお、この「政策の棚卸し」については、現在のところ、「各種会議の整理・統合」や、「集計業務や統計資料作成業務のシステムを活用した合理化」などについて、見直し等の余地があるのではないかと考えておりますが、具体的には今後、予算要求作業の中で点検・検討していくこととしております。

○松本官房付：続きまして、平成21年度における「法務省重点施策」について御説明いたします。資料5を御覧ください。この重点施策は、平成21年度中に法務省におきまして実施を予定する施策のうち、特に重点的に推進すべきものとして位置付けたものであります。それでは、主要な施策について御説明いたします。まず、治安再生への取組が喫緊の課題とされていることを踏まえて、特に刑務所出所者等の社会復帰支援を始めとする再犯防止、さらに、不法出入国事案の防止や不法・偽装滞在者の削減のための施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

次に、司法制度改革の中核であります裁判員制度が平成21年5月21日から開始されることが決定しており、その円滑な実施に向けた取組を進めるとともに、今後、被害者国選弁護制

度を始めとする国選弁護制度の対象が拡大することを受けて、これに対応する日本司法支援センターの体制整備を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、国民の重要な財産である不動産の権利の保全を図るため、未だ不十分である登記所備付地図の整備作業を一層推進していくほか、電子政府の推進を図るため、登記オンライン申請の一層の利用促進を図る必要があると考えております。さらに、国際社会における我が国の重要な役割にかんがみまして、「観光立国推進基本計画」等を踏まえた国際相互理解の増進、国際観光の振興に寄与するため、「迅速かつ円滑な出入国管理手続」の実現に努めてまいりたいと考えております。

最後に、「法整備支援の推進」についてであります。本年1月に開催されました海外経済協力会議におきまして、法制度整備支援を海外経済協力の重要分野の一つとして戦略的に進めていくことが合意されております。この法整備支援の重要性につきましては、先ほど行われましたG8司法・内務大臣会議におきましても、取り上げられておるところでございます。このような法整備支援を柱とする国際協力業務をさらに充実・強化して、支援対象国の司法制度等の基盤整備に貢献してまいりたいと考えております。以上でございます。

○立石座長：ありがとうございます。それでは、「平成19年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」の議論に入りたいと思います。始めに、基本政策Iの「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から、評価の概要を説明願います。

○駒方秘書課付：それではお手元の資料3「平成19年度法務省事後評価実施結果報告書(案)」につきまして事務局から御説明申し上げます。委員の皆様方におかれましては、すでに十分御承知のことと思いますが、この事後評価と申しますのは、法務省の主要の政策について、その状況を明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとするとしてされております。ですので、本日御議論をいただくに際しましては、このような事後評価の趣旨をお汲み取りいただきました上で、政策の見直し・改善ですとか、新たな政策の企画立案観点、あるいは、その前提となる政策の効果の把握の在り方についてなどといった点につきましても、御意見を頂戴できれば幸いですと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料3の基本政策I「基本法制の維持及び整備」の関係について概要を御説明いたします。まず、1ページ目から記載がございます、「社会経済情勢に即応した基本法制の整備」の関係でございますが、この政策は、経済活動にかかわる民事・刑事基本法制の整備を行うものでございます。こちらに関しましては、最終的な評価は、基本法制の検討・整備を終えた後に行うこととしておりますので、今回は、平成19年度の立法作業の状況を中心に、中間報告という位置付けで記載してございます。なお、平成19年度末時点において成立・公布した法律につきましては、5ページ以降に記載しておりますので、こちらを御参照いただければと思います。

続きまして、9ページからの記載を御覧ください。こちらは、「裁判員制度の啓発推進」に関するものでございます。この政策は、平成20年度までに、国民に対する裁判員制度の認知率を100パーセント、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を7割以上とするため、各種の広報・啓発活動を行うというものでございます。平成20年度までを目標期間とした政策ですので、今回は、平成19年度の施策の実施状況を中心に、中間報告という位置付けで記載してございます。平成19年度においては、広報用アニメーションビデオですとか、ポスターの作製、新聞への広告掲載、説明会の実施などの広報・啓発活動を実施したところでございまして、最高裁判所が本年

1月から2月に実施した「裁判員制度に関する意識調査」において、全国で合計1万500人（各地方裁判所の管轄区域ごとに210人）の20歳以上の方々を対象に「裁判員制度に関する基本的な事項（10項目）」を質問し、何らかの知識を有しているかどうかを確認することにより、その認知率を測った結果、裁判員制度を「知っている」という者は約95%という結果になっております。また、同じ意識調査によると、辞退できる70歳以上を除くと「参加したい」「参加してもよい」「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるを得ない」と回答した者は、全体の約65%という結果になっております。今後も、一層、裁判員になることへの不安等の解消に重点を置いた広報・啓発活動を推進し、国民に進んで参加してもらえよう参加意識の醸成に取り組む必要があると考えているところでございます。

続きまして、お手元の資料の12ページ以降、「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」の関係でございまして、この政策は、配偶者暴力及び児童虐待の加害者の実態、被虐待経験と非行・犯罪との関連等について調査するとともに、加害者の更生へ向けての処遇方法について、多角的に検討を加えまして、新たな施策立案のための資料を提供するために実施したものでございまして、配偶者暴力あるいは児童虐待で受刑中の者に対して面接調査を行うとともに、配偶者暴力に対して様々な制度が施行されているカナダ及び米国の関係機関へ赴きまして、両国における配偶者暴力及び児童虐待事件の動向、受刑者の処遇プログラムの運用状況、問題点等について調査を行ったことにより、我が国の関係機関において、同種犯罪への新たな施策を検討する上での有益な資料となっているものと考えてございまして、こちらの研究の概要は、15ページ目以降に記載しておりますので、御参照ください。

続きまして、21ページから記載がございまして「高齢犯罪者に関する総合的研究」について御説明申し上げます。この政策は、我が国の高齢受刑者の実態を明らかにするとともに、海外諸国における高齢受刑者の収容状況、処遇の実情等を調査し、我が国における高齢受刑者に対する適切な処遇方策等を検討する上での基礎的な資料を提供するために実施したものでございまして、出所直前的高齢受刑者及び刑事施設を仮釈放により出所した高齢保護観察対象者に対して意識調査を行い、その結果を分析いたしましたほか、人口の年齢構成が我が国と近いドイツの関係機関へ赴き、高齢犯罪の実情、高齢犯罪者に対する施設内及び社会内での処遇制度とその効果、実際の運用状況及び問題点等について詳細な情報を収集したことにより、我が国の関係機関において、同種犯罪への新たな施策を検討する上での有益な資料となっております。こちらの研究の概要につきましては、24ページ以降に記載がございまして、併せて御覧いただければと思います。基本政策Iの関係につきましては、事務局からの説明は以上でございまして。

○立石座長：ありがとうございました。ただいま事務局から、「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、説明がございましたが、この項目に関しまして皆様方の御意見なり、御質問なりをお願いしたいと思います。皆様方がいかがでございましょうか。どうぞ、川端委員。

○川端委員：法務省の重点施策の方にも入っておりますが、裁判員制度の実施に向けた制度に関する広報・啓発の推進というのは非常に重要な施策だとは思いますが。「取組の推進」についての資料を見て気がついたのはパンフレットを刷った、広報用グッズ製作あるいは説明会の実施というような項目が並んでいますが、ウェブを利用した広報という項目がないんですね。現在の社会において、ウェブを通じた情報の伝達というのは非常に重要な位置を占めるようになっていて、各メディア、テレビとか新聞はむしろウェブに役割をとって代わられるのではないかと

と恐れている状況にすらあるという状況を考えると、ここにウェブがないということ自体が姿勢の問題として、問題ではないかという気がしました。それで、ホームページでどんなことを裁判員について法務省は広報しているのかというのを見てみました。そうしたら、残念なことに非常にウェブ全体の内容が薄いんですよ。例えば、「FAQ, Frequently Asked Questions」, 「よくある質問」という項目をチェックしてみたら、たった4つしか質問がなくて、しかもその答えが1行, 2行程度なんです。例えば, Qが「仕事や育児・介護で大変です。辞退できますか?」という質問に対し, 「ご自身の不在により著しい損害が生じる可能性があるなど一定の場合には辞退できます」という答えがされている。これでは実質的には何にも分からない。「一定の場合には辞退できます」というが「一定の場合」とは何のことだということになるような非常に不親切な広報しかしていないのではないかと思えるのです。人のことを批判する前に, じゃあ弁護士会はどうしているのだということも見てみなければと, 私も初めて見たのですが, こちらが弁護士会のトップページのプリントです。お金のかけ方が根本的に違うというのが一目で分かりますけど, 中身もですね, 充実度が全然違う。例えば, 「Frequently Asked Questions」は「Q&A」というボタンから直接いけるようになってはいますが, もう一つ, 裁判員制度の説明を例えば, 公判手続, 評議・評決とかいう順番に説明してあるのですが, その隣に, それに関する「Frequently Asked Questions」が載っていて, そこをクリックすればその答えにもいけるという仕組みにもなっています。それからアニメーションも使っています。もちろん出来るだけお金をかけないでやるという前提でどこまで出来るのかというのは重要な問題なんですけど, ウェブというのは, そういう専門家に頼めば無限にお金を取られますけど, 自分達で情報を載せられる仕組みを専門家に作ってもらって, その更新は自分の責任でやるというふうにすれば, 自分達でも, 安い費用でできるという, そういう特性もあるんです。例えば現在動画を簡単にウェブに載せられるようになってはいます。検察庁のウェブサイトの方からたどって行って, 「東京地検で裁判員制度がよく分かるシンポジウムが開催された」という紹介があるんですけど, 中身がですね, 例えば「松尾検事総長が裁判員制度の理解と協力を訴えました」とか, 「酒巻教授から裁判員制度の概要が説明されました」と簡単に書いてあるだけで, 具体的に何が行われたのかが分からないんですよ。しかし, 今は, シンポジウムの内容をビデオにとってそのまま載せるということは簡単にできるんです。その仕組みだけ専門家に作ってもらえれば。もちろん編集して分かりやすくするというのを考えると大変ですけど, そのまま載せちゃうというのでも, ウェブの場合は実はいいという文化があるんですね。文字で紹介するなら, やった中身について, ちゃんと知っている人でないと要約というのは非常に難しいんですけど, 要約して載せるというようなことを考えないと意味がないのではないかと思います。その意味でウェブを使った広報というのが, 非常に, 日弁連に比べてさえ遅れているんじゃないかと思いました。

それにもう一つ非常に気になるのは, 先ほど裁判員制度の不安を解消することを目的として広報しますということを言われましたが, なるほどホームページを見ると「よろしく裁判員」と頭を下げている絵なんですよ。これだと基本姿勢が, 裁判員というのは国民にとっては本当はやりたくない負担なんだと認めて, でもやっていただかないといけないからなんとかやってほしいという姿勢しか伝わってこないですよ。これは, 今, 「裁判員制度は徴兵制と同じような, とんでもない負担を国民に課す制度だ」といって反対しているような人達と, 実は発想が共通しているのではないかというふうにすら思えるんですね。だから, これは重い負担な

んだけれども何とか我慢してほしいという広報というのは、それ自体をもう少し考えた方がいいのではないかと私は思います。その関係でもう一回手前味噌ですが、日弁連のホームページの裁判员制度のところを見ると、一番上が「裁判があなたの良識を必要としています。」というキャッチフレーズから始まるんですね。これはやっぱり姿勢の問題として大きな違いではないか。それはまた、広報の成果にもたぶん直結する違いでないかという気がします。そこをもう一度考えてほしいと思います。

○立石座長：いかがでしょうか。確かに評価の結果をずっと見ても、今大変厳しい見方や反対論が出ている中で、最終的に100パーセント認知、70パーセント以上の方々が参加したいという意識を目指していくには、先生がおっしゃったウェブの方法をもう少し考えてみたらどうかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○刑事局：刑事局でございます。今の御意見等についてですが、おっしゃるとおり、まずは裁判员制度につきましては国民の理解がその制度の円滑な実施の前提でございますので、様々な広報をしていくことが当然として、ウェブの重要性についても、全く御指摘のとおりだと思います。今ありましたように、なかなか制度、それ自体が現実として国民に負担をお願いする部分があることから、その広報では、広報をした上で理解をいただくということはなかなか容易でないことがございますが、常にいろいろな方法を考えながらなんとか国民の理解をいただけるように頑張っていきたいと思っております。なお、御指摘の中にありました各論であります、FAQの問題ですけれど、私どもがホームページをリニューアルした際に、おっしゃっておられたいくつかの質問を自分のところで書いて、さらに詳しいものを最高裁のホームページで見られるように、リンクさせると、段々制度の実施が近づいてまいりますと、具体的な運用はどうなっているのかというところでございます、それは裁判所が情報の発信源、大本でございます、実際に裁判所のホームページは詳しいということから、そこは正にウェブの特性であるリンクというのを使いまして、国民のサイドから見たときに、裁判所、検察庁、弁護士会、あるいは、裁判所、法務省、弁護士会というのではなくて、その情報を提供する大本の法曹三者、あるいは国から一体となって情報を提供できるとの観点で、今申し上げたリンクを使うことによって、私どものホームページにたどり着いていただければそこから次々にいろんな情報を得られるように努力はしているところでございます。また、動画につきましてもおっしゃるとおりでございます、技術がどんどん進んでいますのでいろんな見せ方があろうかと思っております、動画につきまして、この評価の報告書にやや記載の位置があれかもしれませんが、政府インターネットテレビ、これは政府広報のホームページにも出てきますが、そこに私どものアニメーションビデオがありまして全編見られるようになっております。それを私ども、この政府広報のインターネットテレビ自体は内閣府でございますが、これを私どもの法務省のホームページにリンクして、私どもの法務省のホームページにたどり着いていただければこの動画は御覧いただける形としております。いずれにいたしましても、残り一年を切った中で、最初に申し上げましたように国民の理解を得て、制度の活用を実施ができますようにさらなる努力をしていきたいと思っております。

○小津事務次官：技術上の話については、今、刑事局の方から御説明したとおりでありまして、確かに最高裁の方でホームページに非常に重要な最新の詳細な情報が掲載され、そういったもののリンクということになっているわけですけど、やはり国民の方からすると、法務省のホームページにたどりついてですね、法務省のホームページを見て、じゃあここにリンクしようか

という気にならなければいけないわけでありまして、そういう観点で、法務省のホームページというものを今の川端先生の御指摘を受けまして早急に見直させたいと思いますのでよろしくお願いします。それから、2番目の点は、難しいところがあることは川端先生御案内のとおりだと思いますが、御指摘のとおりのことがあるということを我々も重々踏まえながらやっていきたいと思います。

○川端委員：リンクを張ってあるという説明を聞いて、見直したところ、一番下のところにですね、「その他のQ&Aはこちら」というリンクボタンがあって、「最高裁判所ホームページ裁判員制度ウェブサイト」となっているんですけど、私が今朝慌てて見て印刷してきたときにはそういうボタンがあることすら全然気がつかなかったんですね。ですからFAQをリンクの機能で対応させるというのであれば、そのボタンをもっと大きくドンと見せなければウェブのデザインとしては意味がないと思いますね。そういうことも考えていただきたいですね。

○立石座長：今いろいろと御指摘がございましたのでぜひ活かしていただきたいと思います。その他いかがでしょう。どうぞ。

○山根委員：すいません、もう少し裁判員制度のことでよろしいでしょうか。私はこの制度が成功する鍵というのは、裁判員を経験した人がいかに意義を理解して、「大変だったけども、選ばれたら積極的にやるべきだよ」という感想が口コミで広がるかどうにかかっていると思います。実際私の周りで割と多くの人が裁判員として参加させていただいたんですけど、私の想像以上に「心身ともに疲れて大変だった」ということをおっしゃる方が多いんですね。真面目な人ほど「緊張して、3日連続朝から晩までで本当に疲れてしまった」という方が多くて、最初に、「いい経験をした。裁判なんて全く関わったことがなかったのに、裁判官の人とも話ができて、とっても貴重な経験だった」ということは皆さんおっしゃるんですけど、やっぱり実際に出てほしいということになったら、考えてしまうという声の方が大きくて、私も実は驚いたくらいだったんですよ。ですから、制度の説明とか、平気で大丈夫、大丈夫、不安はないというアピールも必要なんではと思うけど、それより、経験した人がこういうところが良かったというのをもっとアピールして、法務省とか国が大丈夫だということよりも、実際にやった、身近な人が「やってみれば大丈夫だ」ということの方が不安は大きく解消されますので、その辺、何がどうというのは難しいですけど、広報の仕方もう少し考えていただければと思います。

○立石座長：ありがとうございます。よろしゅうございますか今の意見。ぜひ、そのとおりだと思いますので、参考にしていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。

○渡辺委員：お話に出た、法曹三者の連携ですとか、実際に裁判員を体験された方のお話を広めていくことが必要ではないかといったことは、制度ができたときからずっと言われてきたことだと思います。ところが少なくとも前者については、法曹三者のスタンスや力点の置き方が微妙に違ったりして、個人的には、統一した、もっと効果的な広報やFAQがなぜできないのかという疑問をずっと持ち続けておりました。今、正に施行まで一年という時期に、依然としてこういったことが指摘されているというのは、もちろん法務省の責任だけではないんですけども、十分検証しなければいけないのではないかと思います。施行後も理解を深めていく努力は当然必要になってくるかと思っておりますので、裁判所、検察庁、法務省、弁護士会がどういう風に連携して広報・周知していくかということは、引き続き課題として取り組んでいただければと思います。それから、もう一つ、この「裁判員制度の啓発推進」の評価結果等に関して、実は

以前にも申し上げたので、またかと言われるかもしれませんが、あえてもう一度だけ申し上げます。評価結果として、裁判所による意識調査を踏まえて「裁判員として参加するとする者も、辞退できる70歳以上を除くと約65パーセントに達する」と記載されております。やはり私は、この書きぶりは牽強付会というか、違和感を覚えます。先ほど駒方課付から御説明がありましたように、この数字は「参加したい」「参加してもよい」「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるを得ない」と回答した方の総計なわけですね。そして、3番目の選択肢に○を付けていらっしゃる方が圧倒的に多い。そういう人びとこそ大切なんだ、この制度の成否を左右する核なんだということを、以前この懇談会で他の委員の方から指摘されました。私もそのとおりでと思います。ただ、やはり政策の評価結果を書くときにはですね、僕はやはり正確に、正直に書くべきだと思います。なんか自分達に有利なように、調査結果を言葉は悪いですけど粉飾しているような受け取り方をされたら、報告書全体の信頼性に関わってくると思います。先ほど口頭で御説明があったように、しっかり内訳を書いておくのがあるべき姿だろうと思います。実は、私ごとなんですけど、勤務先で異動があって、この4月から世論調査を担当する部署に行きました。この調査を仮に当社がやって、本報告書案に書いてあるような記事を書いたら、ちょっと許されないと思います。記事の信頼性が疑われるからです。

○駒方課付：御意見ありがとうございます。今、渡辺委員の方から御指摘をいただきました意識調査の関係でございますけど、御参考までに内訳を申し上げますと、「参加したいという者が4.4パーセント」「参加してもよいという者が11.1パーセント」「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ないという者が44.8パーセント」その和が約65パーセントという結果になっております。今、山根委員から「模擬裁判などに実際に参加された方の声の反映について」、渡辺委員からは、今の書きぶりどと広報の在り方、特に関係機関の連携について御意見を頂戴しましたので、いただいた意見を踏まえて検討していきたいと思っております。

○立石座長：ぜひよろしく御留意いただきたいと思っております。その他いかがでしょうか。

○六車委員：くどくて追い打ちをかけるようで申し訳ないんですけど、今渡辺委員が言ったことは全くそのとおりで、もし手を挙げられなかったら、私がそのとおりで申し上げました。どうしてそういう内訳が出ていないのかということとは信じられないですね。それから、表にしないということが信じられないですね。こういうデータをですね、どうして文章で書き流していくのかと。これも皆に見てもらおうというときは、こちらに世論調査の専門家がいるからあれですけど、世論調査を長々と文章で書いたものなんかあるはずもないわけで、内訳がどうなって、できるだけ客観的なデータを示して、その評価を読んだ人に任せる、そういうものではないかと思うんですけど、そういうところがちょっとずれているという感じがします。ついでもて申し訳ありませんけど、すぐ上のところに⑤というのがあって、「法務省が検察庁で経営者団体などについていろいろ機会をとらえて説明会などを実施した。1万3,000回をやって、56万人が参加した。広報啓発活動を実施した。」。それはそうかもしれませんが、それがどういう効果があるのかとかですね、上のリーフレットやポスターっていうのはただ見てもらうだけですけど、こういうのはどういうふうに行っているか、仕事が終わってからとか、昼休みとか、平均すれば50人ということになると思うんですけど、アンケートぐらいはとるでしょうから、どうだったのかとかですね、参加して良かったのかとか、こういう裁判員制度について意識が深まったとかですね、接点があるところの場合は、必ず接点をとる、接点のときにアンケートをとって、今アンケートをとらない会なんてほとんどないんじゃないかと思っておりますけど。どん

なところでも評価をするわけですから。こういう人達が素朴なところでどういう印象をもっているかということがこれだけだと分からない。それから、根本的なところですけど、前のページの9ページ一番下のところに「裁判員制度は、国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるものであり」と、最初の一行に書いてあるわけですよ。「国民の自覚」と。それに対してですね、次のページの先ほどから出ていますけど、下から6行目に「その一方で」というところで、その文章の3行目のところに「不安」という言葉が出てきます。そのまた2行おいた後にまた「不安」という言葉が出てきます。さっきの理念のみたいなところと評価のところ、で、「不安」「不安」と出てくるのがどういうことなのか。何をされようとしているのか。不安を解消されようとしているのか。しかし、前のページの理念と比べるとあまりにも違うのではないかと。ですから、さっきのデータを積極的に公表していかないとかですね、こういうことがもしつながってくるとすると、全体的に問題があると思う。皆さんから御指摘があったとおり、私も同感なんですけど、こういうところこそ、仮にあまりうまくいかないということもあり得るわけですよ。そのときも、ちゃんとこういう風にやっていた、データはこうでしたというのが客観的に出ていることによって、そこからスタートできると思うんですよ。それをいかに皆に公開していくか、そういういくつか申し上げましたけど、裁判員制度に限らず、政策評価に関することもあったので、ちょっと一言言わせていただきました。

○立石座長：ありがとうございました。他になにか。はいどうぞ。

○小津事務次官：もし何か追加することがあれば刑事局から追加していただきたいのですが、実は、各地で説明会をやったり、先日は「赤れんがまつり」をやりましたけど、そういうときにも各地の説明会全部でアンケートをとっているわけではありませんが、少なくとも先日の「赤れんがまつり」ではアンケートをとりました。いろんなところでいろんなことをやって、それは全然隠してなくて。いろんなところでは見られるようにはなっているわけです。しかし、御指摘はおそらく「政策評価」ということで、何かを書くときにそういうことが分からないようにすることが問題なんだろうと、それは私もそう思います。もちろん、その書式が決まっています。こういう短いものを作らないといけないとすると、それはそれで限界があるんだと思います。じゃあ、これを読んで、いったいこれはどうなっているんだと思う人がそんなのどこかに書いてありますよということではなくて、正にそこから次が見られるとかですね、そのようなことを含めて、特に裁判員の広報の問題については相当工夫しなければいけないと思います。

○立石座長：よろしゅうございますか。

○六車委員：結構です。ありがとうございました。

○立石座長：ぜひ各論の方も検討していただきたいと思います。では次に、基本政策Ⅱの「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）」に関する政策について、事務局から、評価の概要をお願いします。

○駒方秘書課付：では、事務局から説明いたします。まず、29ページから記載がございます、「検察権行使を支える事務の適正な運営」の関係につきまして御説明いたします。こちらは、①適正な通訳人の確保のための対策の充実②犯罪被害者等に関する施策の充実③検察に関する広報活動の積極的な実施により、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図ろうというものでございます。平成19年度における施策の実施状況でございますけれど、「適正な通訳人の確保のための対策の充実」に関しては、2日間、50人に対し「通訳人に対する研修」を実施したと

ころですが、参加者全員を対象として研修後に実施した事後アンケートによりますと、通訳人としての資質の向上に資するものであったという評価が得られております。

次に、「犯罪被害者等に関する施策を充実」に関しては、1日間、71人に対し、全国均一的な被害者支援のための中央研修として「被害者支援員に対する研修」を実施いたしまして、これにより、被害者支援員全体の能力向上を図ったところでございます。

達成目標3の「検察広報活動」の関係につきましては、31ページから32ページにかけて記載がございますように、小学生から一般に至る幅広い層の国民に対して移動教室等の各種広報活動を約1万8,000回実施し、その参加人数は約449万人であることから、前年に比較して実施回数は約1.4倍、参加人数は約5.3倍に増加され、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は積極的に実施されたものと考えております。以上のとおりでございまして、こちらに関しましては、それぞれの達成目標はおおむね達成できていると評価しております。

なお、事前に御質問を頂戴しておりました「被害者支援員の対応件数等」につきましては、刑事局から御説明いたします。

○**刑事局**：刑事局でございます。被害者支援員の職務の内容でございますけれども、被害者の方々の様々な相談への対応、それから、裁判所の法廷への御案内、あるいは、付き添い、さらには事件記録を閲覧される場合や証拠品をお返しする場合などの各種の手続きの際の手助けをしているほか、さらに、被害者の方の状況に応じまして、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている他の関係機関、団体などの御紹介を申し上げるなどの支援活動を行っております。平成19年度におきましては、このような被害者支援活動の件数は、16,013件となっております。

○**駒方課付**：では、引き続きまして、37ページから、「矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進」につきまして、御説明申し上げます。こちらの政策は、刑事施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させるため、民間委託率の向上を図ろうというものでございます。民間委託率に関しましては、平成16年度の1.22パーセントから、平成17年度は、3.5パーセント、平成18年度は、4.74パーセント、そして今回の評価対象でございます平成19年度は、5.94パーセントと、着実に上昇してございまして、民間委託は着実に推進できていると考えております。事前に御質問を頂戴しておりました、「民間委託の対象となっている業務の内容等」につきましては、矯正局から御説明いたします。

○**矯正局**：矯正局です。説明いたします。民間委託の対象業務という場合ですね、当方でやっておりますのは、PFI手法を用いた刑務所における民間委託とですね、それ以外の一般施設で行っております民間委託とあるものですから、それ以外ですね、PFI施設以外の民間委託の説明をさせていただきます。これはですね、公権力の行使にかからない部分でございまして、総務部系、いわゆる事務部門を中心に行っています。もっと具体的に言いますと、庶務・会計とかいわゆる総務部の事務系統、それから自動車の運転業務、庁舎等警備、窓口の受付、さらには、最近このところ増えておりますけど、外国人被収容者の手紙の翻訳とかですね、面会時の通訳、そういったものが民間委託の対象でございます。それから、PFI手法を用いた刑務所の民間委託につきましては、もうちょっと幅広いですけど、これについては、構造改革特別区域法で特例を設けまして、公権力の行使に係る部分の中でも、権力性の弱いものについて、いくつか委託の対象としました。これも具体的に申し上げますと、施設の警備、先ほど申し上げたのは、庁舎の警備なんですけども、施設の内部の警備、職業訓練、収容監視、受刑者に対

する健康診断，そういったものを業務の対象としております。以上です。

○**駒方課付**：続きまして，41ページから「保護観察対象者等の改善更生」に関しまして御説明いたします。こちらの施策は，保護観察対象者等の改善更生を図るために，「保護観察処遇の充実強化」，「長期刑仮釈放者の社会復帰の促進」，「保護観察対象者等の自立更生の促進」に取り組んだものでございます。これらに関しては，保護観察終了者に占める無職者の割合，中間処遇実施予定者の選定率，全更生保護施設の保護率などを指標として分析を行った結果，目標はおおむね達成できたといえると考えております。

なお，「覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績『良好』の占める割合」については，前年度に比してやや減少しているところでございますが，これについては，施策実施前の平成15年から比べるとその割合は上昇していることから，処遇上の有効性は認められるものというように評価しております。

また，「全更生保護施設の保護率」についても，やや減少しておりますが，専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数につきましては上昇しており，更生保護施設内での処遇が充実強化されていることが読み取れますことから，更生保護施設の積極的な活用を図ることができたと評価しております。

事前に御質問を頂戴しておりました「性犯罪者処遇プログラムの受講者」につきましては，保護局から御説明いたします。

○**保護局**：保護局でございます。御質問いただいたのは，性犯罪者処遇プログラムの受講者についてでございます。このプログラムを受講いたしますのは，いわゆる性犯罪で服役したものが仮釈放となった場合，その全員を対象としておりますが，中には，重度の精神障害又は知的障害を有する者，日本語を解さない者，それから保護観察期間が短期，具体的には3ヶ月未満である者については，プログラムの実施期間を確保できないという事情がございますので，これらの者を除いて実施しているところでございます。

○**駒方課付**：引き続きまして，49ページ「犯罪予防活動の助長」の関係を御覧ください。こちらの施策は，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進するため，「“社会を明るくする運動”への国民の参加の促進」，「“社会を明るくする運動”の行事内容の充実」に取り組んだものでございまして，各目標値等を見ますと，目標はおおむね達成できたといえると考えております。特に，「行事内容の充実」に関しましては，50ページの中ほどより少し下に記載がございますが，中央行事の参加者アンケートを実施したところ，地域において親子のふれあいが体験できてよかったとする感想が大部分を占めております。

こちらのアンケートの関係につきましても，「このようなアンケートを実施している行事がどのようなものか，また，アンケート内容がどのような内容のものか」という点につきまして，保護局から御説明いたします。

○**保護局**：保護局でございます。”社会を明るくする運動”中央実施委員会の行事といたしましては，まず，”社会を明るくする運動”の標語を一般募集しております。それから，小・中学生を対象とした作文コンテストを実施してございます。それから，ここにごございます親子参加によります「匠に学ぶワークショップ」というものを実施いたしました。これは，東京藝術大学の御協力を得まして，親子と一緒に創作を行うことで，親子のふれあいや自分の感情を適切に表現することを学ぶ場を提供するというものでございます。その他，全国矯正展の開催や関連行事への協賛等を行っております。アンケート調査につきましては，このうち行事参加者か

ら直接質問紙による回答を得ることができます。「匠に学ぶワークショップ」において実施いたしました。この行事に参加した者は、小学生親子計120名でして、その中で、「また参加したいか」「他にどのようなワークショップを望むのか」「その他」等の意見を募ったところ

です。

○**駒方課付**：では基本政策Ⅱの関係の最後となりますけど、52ページから「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」について御説明いたします。こちらの政策は、オウム真理教に対する厳正な観察処分や、破壊的団体等の調査の過程で得られた情報を、政府や関係機関に適時・適切に提供していくというものでございます。評価結果といたしましては、政府・関係機関に対し、当該情報を、適時・適切に提供できたと評価しております。事務局からの説明は以上でございます。

○**立石座長**：ありがとうございました。ただいま、基本政策Ⅱの「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）」に関する政策について、37ページから59ページまでの政策について説明をいただきましたが、これらについての御意見、御質問をお願いします。

○**前田委員**：矯正局と保護局に一つずつ質問をさせていただきたいと思いますが、一つは、PFIを中心とした民間委託の割合が5.94パーセントになった。ただ、一方で犯罪の発生状況がここ5、6年急減しております。ですから、民間に移していくということのニーズが強い中で、いろいろな政府の側での施策があったわけですけど、今後このまま民間委託を増やす方法がゼネラルということでは必ずしもないと思います。それは法務省にとって、矯正局にとっても、やはり権力性があるかないかぎりぎりのところまで削って、職員でない者でという施策を追求しなければいけない段階がそろそろ曲がり角にきているのではないかとこのことを御指摘させていただきたいということと、あと、保護に関しても、大変な御努力で、無職者を減らすということで、成果が上がっているわけですけど、無職の問題ではないですけど、例えば、覚せい剤事犯仮釈放者に関しては良好が少し減っていますよね。やっぱりこういうことであまり一喜一憂しすぎない方がいいのではないかと。他の官庁の政策評価をしていますが、再犯率を下げるとやったんですけど、再犯率は下がらないから、この項目はBだから、この部署は駄目だというのがちょっと出たんですけど。例えば、無職者を減らすとかというのは法務省だけの努力でできることではないので、この方向性を考えて頑張るところまではいいのですけど、そのために、ですから、指標の取り方なんですけど、こういう努力をしましたというような形でいって、現実で何パーセント落ちたかどうかだけにあまりこだわると、やはり、職員としても持たないと思うんですね。やはり、リアリティのある政策ということで。ただ、よく非常によく努力されているということは分かりました。

○**駒方課付**：ではまず今御指摘の点について矯正局をお願いします。

○**矯正局**：矯正局でございます。先ほどおっしゃっていただきましたように、このところ、収容人員は減ってはおりませんが、前みたいに急増ということではなく、いわば、高値安定といえますか、高いところまでとどまりましてそのまま推移しております。一方で、PFIを用いた施設を含めて、相当、収容増対策をやってきたものですから、収容率も一部はやっぱりまだ120パーセントというところもありますけれど、全体としては100パーセント近いところまで移ってきましたので、おっしゃるとおり民間委託する、しないを含めてですね、現実問題としては少し様子を見て、できるところまでやりましたので、今後、いかにモニタリングして

きちんとしたものにするかということを優先的にこれから考えていきたいと思ひます。

○**駒方課付**：続きまして、保護局からお願いしします。

○**保護局**：貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。無職者につきましては、職業が犯罪者の改善として非常に大きな役割を果たしているということをごさいます。ただ、その数字に一喜一憂することなくという御指摘かと思ひますので、今後もその点に気をつけていきたいと思ひます。

○**立石座長**：いかがでございましょうか、どうぞ。

○**川端委員**：今の点に関連して、46ページの真ん中に厚生労働省と連携して、職業の就労支援事業を進めた結果、無職者の割合が低下したということが記載されております。先日、山本議員がですね、自分の御経験で、受刑者の中に高齢の、しかも身体障害者が多く、しかも、その人達は、刑務所を福祉施設代わりに使わざるをえない状態になっている、これは法務省だけの問題ではなくて、厚生労働省と共に解決すべき問題、つまり、保護・矯正の問題と同時に社会福祉の問題として解決する道というのを考えなければいけないじゃないかという趣旨のことを主張されているのを新聞で拝見しました。就労支援の関係で、こういう連携ができていくということであれば、もう少し、その連携を大きな視点から行うことも考えられるのではないのでしょうか。山本議員がその記事の中で、確か収容者の一人当たりの年間経費が300万円で、それはむしろ社会福祉としてやった方が国としては安く上がるという趣旨のことを主張されていたので、そのへんのことも考えて、制度を考えていっていただきたいと思ひます。高い無職率というのは簡単には下がらないでしょうし、この人達は、おそらくまたすぐ再犯者になるだろうということは目に見えているような気がししますので、ぜひもう一歩進んで考えていただきたいと思ひます。

○**松本官房付**：御指摘の点につきましては、今、正に法務省と厚生労働省で取り組んでいるところでございます。具体的な形といたしましては、刑務所、矯正施設内に、御指摘の高齢者、身体障害を抱えている人達につきましての生活環境調整、つまり、出所後の環境調整を早い段階で始めまして、福祉につながる取組を進めていこうという点、そして、この中でもやはり直ちに福祉のサポートにつなげなければいけないというのが出てきますので、そういう人達について保護の関連施設であります更生保護施設の活用の在り方があるのではないかという協議を今具体的に進めているところでございますので、またこのような機会に御報告させていただきたいと思ひます。

○**立石座長**：よろしゅうございますでしょうか。どうぞ、田辺さん。

○**田辺委員**：4点ほど意見等お伺いしたいことがございまして。1つは、今こちらの31ページのところの刑事局でやっているような「犯罪被害者等に関する施策の充実」というところで、犯罪に合わせて被害者になられた方というのはどこからスタートするののかというと、町から、警察からスタートするんですね。ここに書いてある「検察庁に相談窓口を求めて来庁する」というのは、警察からずっとある意味では被害者対策をやっていますので、初めて検察の方に扉を叩くという人は、私はそんなにいないような感じがしていますが、それを考えると、この最初のところで、具体的にやっていますのは、地方検察庁からの支援員ですということ、使ってるのは本省の下にあるところの日本司法支援センターだけです。逆に警察の側で連携機関等でNPO等をいろいろ作っていますのでこちらとの関係とかですね、警察と検察のタッグ、被害者は別にどちらでも構わないような気がする。業務としては、もちろん分かれては

いますけど。そこらへんがどうなっているのかなというのを伺いたいというのが1点目になります。2点目は、前田委員から出てきた話でございますけど、一喜一憂する必要はないというのはそのとおりなんですけれども、過剰収容のところのロジックで、民間委託するのが過剰収容に伴って業務量が多いからだと、それを解決するために民間委託するというロジックになっているものですから。ここの評価のところは、「Ⅱ-5-(3)」という形で、過剰収容が減少していることは、「Ⅱ-5-(2)」でやって、ここだけ切り出されているんですね。民間委託が進んでいるか否かは分かるようになりましたが、それが全体の中でどういう位置付けになっているかちょっと見えづらいという気がしまして、実施計画のときに申し上げておくべきことだったのかもしれませんが、その点御配慮いただければと思います。3点目は、46ページのところでですね、無職者のパーセンテージは下がっていて、非常に効果が出ているということなんですけど、ただ、これは平成18年と平成19年の比較になっているものですから、もう少し長い統計を出していただかないと最近の状況との関係でこうなっているのか、それとも具体的な施策の中でこういう効果が出てきたのか、ちょっと単発では分からないものですから、このへん、見せ方で、もう少し長い年度をとっていただくと、一喜一憂する必要はないといっても、単年度でどうなのか、それとも傾向としてこういっているものなのかというのが分かると思いますので、御留意いただければと思います。4点目は、指摘なんですけど、47ページのところで、「全更生保護施設の保護率」というのは1.1ポイント減となっていますけれども、次の48ページの「4. 評価結果の今後の政策への反映の方向性」のところでは、「全更生保護施設の保護率、専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数はともに増加し」となっているので、前のところでは、保護率は減っていますのに、これは明らかに間違っていますし、それを考えると、残りのところのロジック、つまり、「積極的活用を通じた～」というフレーズがあって、これから刑事施設収容者等々における利用率も増えますよ、それから、対策をしなければいけませんよというところがあるんですけど、保護率が減っているところで、このような区別が成り立たないという感じがするんですよ。逆にもう少し長いスパンをとっていただくと、やっぱりきつくて、たまたま本年度だけこうなっているんだということが分かりますので、それがどちらかが分からないということも含めて対応いただければと思います。

○立石座長：ありがとうございます。事務局どうでしょう。

○駒方課付：御意見どうもありがとうございます。今4点ほど御意見頂戴いたしましたうちの後者、特に評価をするに際して、単なる前年度との数字の比較ではなくて、長期的なスパンで読んだ方がいいのではないのかというのは正に政策の評価の把握の仕方として、事務局として検討していかなくてはならないことだと思いますので、今日いただいた御意見を踏まえまして、こちらの点については、検討させていただきたいと思います。また、矯正施設の民間委託、PFI刑務所などの関係で御意見をいただきました民間委託というものの、全体の中の位置付けが今の報告書の書きぶりから分かりにくいのではないかという点につきましても、御意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。1点目に御意見を頂戴いたしました被害者保護の関係で、警察その他の関係機関との連携などの状況につきましても、刑事局から説明させていただきます。

○刑事局：刑事局でございます。特に警察の被害者支援との関係でございますが、おっしゃるとおり、犯罪が発生して、捜査機関が活動を開始する場合、多くの場合は、警察が第1次捜査機関として捜査に当たっておりますが、一つは犯罪の被害に遭った方、犯罪は発生しても、捜査

機関が活動に至っていない場合がございます。この場合、被害者の立場からして、どうすればいいのかということは警察に相談に行く方もいらっしゃるし、検察庁の方に相談される方もいらっしゃいますので、こういった活動では、検察庁の被害者支援員も一定の役割を果たしております。その相談内容によっては、それを基にして警察が捜査を開始することもございます。それから、実際にその被害者に対する支援が開始された中で、警察による被害者支援が行われてまいります。その当該事件の捜査・公判手続が進む中で、検察庁で被害者の方から事情をお伺いしなければならない場合、さらに、全て手続面ではございますが、検察庁から当該事件をどのように処分したのか、被害者に通知を差し上げる。さらに、その後、公判を傍聴したい、あるいは、公判で意見をおっしゃりたいなど、刑事手続の中で、被害者との関わりが生じる場面は、どちらかという警察よりは公判を担当します検察庁の方が直接検察当事者として、被害者に対応しているということで、警察と十分な連携を取りつつ、それぞれの機関が持つ特性に応じて、全体として、被害者に対してより適切な支援を行えるように努力しているところでございます。

○立石座長：はい、その他。どうぞ。

○中村委員：今の部分にも若干関連いたしますけども、29ページの達成目標1、2について、若干意見を申し上げたいのですが。まず、1の「適切な通訳人の確保のための対策を充実させる」という目標がございまして、実際にやられたことというのが2日間、50名の方が参加するセミナーを開催したということで一定の成果があったという評価になっているんですけど、これがまず外国人を被疑者とする事件が増加傾向にあるということはそうであろうかなとは思いますが、具体的に数値として何件くらいあって、外国人に対する通訳が全体としてどれくらいの数の方がいらっしゃるって、その中でも10名の方がどういう位置付けの方なんだということが見えてきますと、例えば、その中で多くの方が参加したということで若干説得力が出てくるのではないかと感じました。同じく、次の被害者支援員の研修につきましても、71名が参加したということで、実施をされたということですけど、中央でやられて、その他の方についても、その資料を見ていただいたという形で記載がございまして、効率の良い研修ができたという評価になっている訳でございまして、ちょっと読んでみるといささか説得力がないような感じがしております。そのあたりを御検討していただければと思います。

○駒方課付：御意見ありがとうございます。今御指摘いただきました、それぞれ全体の効果を図る上でも、全体の中でどの程度の割合の者が参加して、どういう位置付けであるのかということが分かるように記載の在り方ということは、今日の御意見を踏まえまして検討したいと思っております。今お尋ねのありました外国人事件数ですとか通訳人全体の数値について、今、刑事局説明できますでしょうか。

○刑事局：申し訳ございません。外国人事件の全体の数は今資料がないのですが、通訳人の人数ですが、平成18年12月現在の資料でございまして、全国で4,872の方が通訳人として検察庁に御協力いただいております。

○駒方課付：残りの数値等については後ほど御回答したいと思います。以上でございます。

○立石座長：はいどうぞ。川端委員。

○川端委員：今の点に関連して、毎年50人しか研修できないというのは予算の関係であるという話は前にも伺ったんですけど、そうだとすると、毎年の研修をやった人数をあげて、これだけやったというだけで満足していいのかというのが、問題になるのではないかなと思うんですね。

つまり、もっと内容の方が問題になるのではないのでしょうか。通訳人のセミナーをやった50人について、本当に効果があったかどうかというのは、例えば研修の終わりにテストをしてみるとかですね、そちらの方が効果があったのかなかったのかということダイレクトに測れるんじゃないかと思うんです。また、50人にしか研修ができないんだとすると、研修の際に資料をお作りになっているんでしょうから、例えばマニュアルとか用例集とか、あるいは、用語集とかの研修用資料をどうやって50人以外の方にも活用しているのかにも着目して見るというのではないかと思います。また、セミナー日程を見ると、講義1, 2, 3, 4というふうに「講義」というタイトルになっているのがちょっと気になるんです。一方的に教壇の上から講義をすると、単なる垂れ流しになってしまうということがあるので、やっぱりもっと効果的な教育方法というものをお考えになった方がいいと思うんですね。こういう研修については、アメリカの方がはるかに日本よりも進んでいるなど思ったのは、以前に、法科大学院の教員としての授業の在り方についての研修というのをアメリカから人を呼んでやったときに、逐次通訳の人がそばにぴったりくっついていましたけれども、教室中を歩き回って、質問して答えさせて、効果的な授業というのを正に実地にやってみせてくれたというのがありました。そういうやり方でないと、たぶん大して効果が上がらないということになってしまうのではないかと思いますので、その辺も同じ限られた予算をいかすという意味ではもう少し考えていただきたいと思います。

○小津事務次官：たまたま「通訳人セミナー」であいさつ程度ですけど関わることがありまして、極めて活発にやっている、いきいきした研修だという印象があります。この通訳人の重要性ということが、ますます高くなっているということは明らかでございますので、現在の通訳人セミナーについて、もう少しいろいろな資料などをお届けして、別途御説明差し上げたり、次の機会に御報告させていただいたり、あるいはこれを拡充することとなるということの御説明なりをしたいと思います。

○立石座長：はいどうぞ。

○渡辺委員：これもいつも繰り返すことになるんですけど、この報告書案は大変読みにくい霞ヶ関用語で満ちていると思います。一例として、また刑事局をあげてしまうのは申し訳ないんですけど、例えば31ページの達成目標2の「2 評価結果」の1段落目、「上記基本的考え方のとおり」以下、ここでは読み上げはいたしませんけれど、6行にわたって一つの文章でありまして、内容を理解するのに、3回くらい読み直しました。これではとても裁判員には伝わらないなと思います。ここに限らず、全体の文章の書きぶりを見直していただきたいと思います。それから、中村委員、川端委員がおっしゃったことと重なるんですけど、「評価結果」として有効性、効率性が認められたんだという結論に至る根拠が、どうもはっきり見えない。そんな例が少なくないと思います。今いろいろ川端先生から御提案がございました通訳人セミナーでも、「事後アンケートを実施したところ、……達成目標はおおむね達成できた」とあります。しかし、どんな事後アンケートをして、どんな数値や結果を得たのか、全く書かれないままですね。それで「うまくいきました」と言われても、ちょっと困ってしまいます。被害者支援員中央研修についても、こちらはアンケートをしたのかどうかすら分かりませんが、結論として「能力向上が図られ」、あるいは「理解が深められ」というふうになっています。他の項目でも「実施庁における調査」でその実施庁における調査というのはどんなものなのかというのが全く書かれないまま施策は有効であったと評価をしているところが見受けら

れます。先ほど御説明のあった保護局の”社会を明るくする運動”の中央行事への参加者アンケート、おやりになったこと自体は意義深いものだと思いますけれども、これまたどのようなアンケートをされたのか。さっき若干の御説明はありましたけれども、少なくとも評価結果の欄に書かれているのは参加者の自由な感想で、「大変良かったです」というくだりだけです。評価を支える根拠としては迫力に欠けるというか、納得性の部分においていかがなものかという気がいたします。参加者の満足度調査を実施してその数値を記載するとかですね、より説得力のあるものにする必要があるのではないかという感想を持ちました。

○立石座長：よろしゅうございますか。

○松本官房付：ありがとうございます。従前から文章が長いとか指摘を受けておりましたが、まだできてないということで、申し訳ありませんでした。その点さらにまた努力してまいりたいと思います。さらに評価につきましても、今後、先生方の御意見を踏まえて検討していきたいと思います。

○川端委員：分かりやすいということで言うと、33ページに検察庁ホームページを開設して広報しているというのが載っておりまして、私は法務省のホームページはよく利用するんですけど、検察庁ホームページは見たことがなかったので、早速いってみました。受けた印象は、広報マインドが基本的に足りないんじゃないかということです。アクセス件数を述べておられますけど73万件というのは全然ウェブサイトのアクセス件数としてそもそも多いほうじゃないんです。あるウェブサイトが本当に生きているかどうかというのは、更新をどれくらいやっているかというのが一つの指標なので、更新履歴を見てみました。まあ結構更新しているかなと思ったのですが、よくよく見てみたら、各検察庁が何件かポツとまとめて更新した、というのが続いているから、全国に検察庁ありますから、結構更新が多いように見えるんですけど、例えば、東京地検というのを見ますと、今年の2月14日に4件の更新をして、その後は全然更新していないんです。最近一つあったのは、東京地検を名乗る詐欺事件が発生しているから注意しましょうという緊急情報みたいもので、あれがなければおそらく2月以来まだずっと更新するつもりはなく、これは1年に1回くらいしか更新しないつもりなのかと思えるような状況なんです。2月も、まとめて4件更新しているところを見ると、たぶん、更新作業を業者に頼んでいるから、それと予算の関係でそういう更新の仕方しかできないのではないかと思います。それを先ほど申し上げたとおり、どこかに、そういう業者に頼らなくても自由に更新できる、そういう仕組みを作っておけば、もっと生きた生の情報が伝えられるようになって、あそこに行くともっと最近検察が何をやっているかがよく分かる、ということに段々なってくるんじゃないかと思うんですね。全体をそうする必要は全然ないんですけども。ページの中身としては、第1ページの検事総長の紹介というところから始まるんですけど、これも正に霞ヶ関スタイルでして、いきなり但木検事総長の経歴というのは何年にどのポストに就いたという履歴書がただそれだけ載っているんですね。但木さんといえば司法改革に取り組んで、その関係で弁護士会と非常につらいつきあいをして人格も変わったとおっしゃってましたけど、もっと人が伝わるような、検事総長は今こういう人がやっているんだよということが伝わる内容でなければ意味がないと思うんです。しかも、但木さんのこのページは「就任に当たってのあいさつ」と「就任の記者会見」が載っているだけで、その後全然更新されていないんです。但木さんの性格から考えると、御自分でもっと、いろいろその時々の問題について話したかったんじゃないかと思えますけど。やっぱり、トップがどういうことを考えて、どう検察を引っ張っているのかと

というようなことがもっとちゃんと伝わるようにしなければ、広報としての意味がないんじゃないかと思うんです。時間がなくて外のページはほとんど見れなかったんですが、その次は「検察制度について」というページになっていたので、どういう紹介をしているんだと思って見てみました。これもちょっと驚きでして、第1ページ目を見ると、検察制度について、フランスの国王の代官が歴史的起源なんだということが書かれていて、それは私も全然知りませんでしたから、なるほどとは思ったんですけど、検察庁の「検察制度について」というページから「検察制度の沿革」という記事を開いたら、もっぱらフランス国王の代官がどうしたこうしたということが書いてあるということで、本当に日本でこの項目を見ようとした人は満足するのかなと思うんですね。その次のページは「我が国の検察制度の沿革」となっていますが、これを見ると明治の初期にこの年にこういうふうに変りましたというのが、しかも1行で、治罪法の制定とか施行というのが書いてあるだけなんです。そこでさらに詳しい説明のページが開けるのかなと思えば、全然開けず、それで終わっている。肝心の「現在の検察制度」については、昭和22年に検察庁法の制定・公布、23年に刑事訴訟法の制定・公布と書いて「第二次世界大戦終結後は、連合国軍隊の占領下において現在の検察官及び検察庁が誕生した」とあるだけなんです。さらに、「我が国の検察制度の特色」というのが最後のページに載っているんですが、これが正に霞ヶ関文書でして、3つ特色があるということが書いてあるんですけど、何の段落の区切りもなくべた書きで、第1、第2、第3というのがあって、しかも「起訴便宜主義（公訴を提起し、これを維持するに足りる十分な犯罪の嫌疑があり、かつ、訴訟条件が具備している場合においても、公訴権者（検察官）の裁量により起訴しないことを認める制度）が採られていることです。」というような文章なんですね。これが日本の検察制度はいったいどういうものなんだろうと興味を持って見にくる人に対する文章なのかなということですよ。そういう意味で根本的に広報ということを考え直していただきたいと思います。

○立石座長：はい、どうぞ。渡辺委員。

○渡辺委員：今、川端先生が検察庁ホームページについて、お話になったので関連で申し上げたいと思います。報告書案には「ホームページのより一層の充実を図った」と書かれておるんですけど、各地検のホームページを、もちろん全部ではありません、いくつか見るとですね、相当ばらつきがあるんですね。それはそれで各庁の個性ですし、こんなところで検察一体の原則を発揮されるのも気色悪いので、それなりに違ってよろしいとは思っています。けど、川端さんから検事総長の紹介についてのコメントがありましたが、全国の地検や高検のホームページには、誰が検事長なのか、誰が検事正なのかすら書いていないところが少なからずあるんですね。少なくとも裁判所のホームページには、高裁長官や地・家裁所長の氏名、プロフィール、抱負などが掲載され、はっきりいって読んでも面白くも何ともないんですが、少なくともどなたがこの組織の代表者でいらっしゃるかということぐらいは分かる。その記載内容をさらによりよいものにしていく必要はあるかと思うんですけれども、検察庁においては名前すら分からない。国民と司法の距離を近づけないといけないということが、この数年来ずっと言われてきていることなのに、いまだにお話ししたような状態であるということはちょっと驚きであります。先ほど川端先生がおっしゃったことと併せて検討された方がいいのではないかと思います。あまり悪口ばかり言っているとんなので、「ああ面白いな」と思った点について申し上げます。これまた検察庁によって違うんですけれども、管内で裁判員対象事件の罪名で起訴された事件の公判が、いつかはどの法廷で開かれるか、開廷表の一部を抜き出して紹介している検察庁が

いくつかありました。関心がある方があれば、「どんな審理をしているんだろう」と傍聴に行く一つのきっかけにはなると思います。こういう工夫はなかなか面白いなあと思いました。

○六車委員：全く実務的な話なんですけど、46ページと47ページを見ていただきたいんですけど。文章の話なんです。あるいは構成の話とかですね。左側の方の達成目標2では必要性、有効性、効率性となっていて、達成目標3では必要性、効率性、有効性となっているんですけど。この順番、他のやつは全然ばらばらというか、全然統一性がないというのはどういう訳なんだろうか。しかも、両面を見てですね、あれ、これおかしくないかっていうふうに。僕はこれを合わせないということはある得ないと思うんですけど。もしこれを合わせるとすれば、ぱっとみればおかしい。普通に読めば順番が違うから変じゃないかなと思うんですけど。特別にここは効率性を一つあげるという理由があれば別ですけど、僕には分からない、そういうことではないと思います。その効率性についてなんですけど、効率性というのは政策評価でもものすごく重要な言葉のようなんですけど、例えば51ページを見ると、上の方の3のところの「当該政策の効率性」の文章の最後の方に「手段において効率的なものであるといえる」と、その前のところを見ると、「ポスター等の掲示に終始するようなものではないことから、手段において」というのはこれはどういう意味ですか。それからですね、34ページを、もうちょっと言うとその前のページから33ページの一番下の最後に、「具体的には、ホームページの～により効率的な」という言葉が出てきて、その同じ文章の最後のところに「効率性が認められる。」。この効率性という言葉は、政策評価ですごく大事な言葉だと思われるのに、使い方がどうなのかな、政策評価ということ意識して使われているのかなということを感じるのとですね、最終的に1、2、3ときて、その順番が違っていたりするんですけど、4番目に「政策評価の今後の施策への反映の方向性」。ここの量があまりに違い過ぎる。ものすごく長いから、ほとんど何も書いていないとっていいというものもある。これはどういう訳ですか。ものすごく長いというのは、そんなところで、ものすごく長くする必要はないわけで、内容の方に入らなければいけないわけで、数字のデータがとかですね。今すぐ出てこないですけど。一度とにかく、ものすごく基本的に必要性、有効性、効率性という順番みたいのは大丈夫なのか。それから、その後にくる、4番目にくるやつは、ちゃんと、だいたい統一のとれた量で書いているのか。各局あるわけですから、誰か全体を見る人がいないとこれを読む人は一人の人が見るわけですから、バラバラなのがものすごく目立ちちゃう気がするんですね。さっき霞ヶ関用語とかいう言葉がありましたけど、確かに文章が長くてですね、僕はここでやっていて、後戻りしたような感じがします。この文章は。何年か前の文章みたい。その評価をした方がいいのではないかと。どうしてそういうことになっちゃったのか。僕は、今までもっと分かりやすくていい文章だなど思うことが多かったような気がしますけど、渡辺さんみたいな方がこれだけ指摘されるというのはよほどだと思います。ですから、さらにおもてに出す前に、誰かが責任を持って、文章に関して、形式的でいいと思うんですけど、やっぱり見やすいとか、読みやすいとか、表とかのバランスがさっきもちょっと僕言いましたけど、こういうときは表を使った方がいいとか、一見して分かると思うんです。そういうのは、ある意味じゃ文章のイロハみたいなもので、読みやすいようにという観点で、ちょっと人がたくさん変わられたからかということからもしれませんが、引き続きで、前の方はすごく努力されていたと思うんですね。そういう形としてよく見える。見やすくて、分かりやすくて、分量がうまくバランスがとれている。くどくてすみませんけど。そうするとせっかくいい内容なのに、読みにくかったり、変なふう

に読まれちゃったりとかあるから。その内容を、本当に豊かな内容をそのとおりに読んでもらえるようなという、その技術を少し考えられるとよりよくなるんでないかなと、そのことだけ申し上げたかったんで、特にお答えをいうことはないんですけど、申し上げたいと思います。

○立石座長：大変貴重な、重要なことだと思います。確かに読んでいても、その根拠がはっきりしないような文章がいろんなところに出てきていますね。例えば、「犯罪被害者等に関する施策を充実させる。」。その達成目標の評価結果が「その効果に比して本政策は効率性が高いと認められる」と書いてあるんですが、その根拠が全然示されていない。何でそう言えるのか。それからもう一つ、「検察に関する広報活動を積極的に実施する」ということで、448万人ですか、その中で人数が前年比で5.3倍であると。その内訳をずっと見てみますと、一般を対象としたものが4,433,293人で、ほとんどを占めているわけですが、その一般という方々の構成を見てみますと、本当のいわゆる一般市民、つまり、司法制度に詳しくない、接したことがないような方々がこのうち何人おられるのか。ここに書いておられる身体障害者協会、保護司、公務員、報道関係者はほとんどが司法制度に関して御存じの方、接しておられる方です。つまり、一般の人の理解、促進につながっているかが分からないということです。穿った見方をすれば、実績を稼ぐために、広報活動をしやすい対象者を優先した内容になっているんじゃないかと私自身も読みながら感じました。特に、この四百何十万人という中で、本当の市民が何人いるかということが分かればいいと思うんですが。

○松本官房付：どうもありがとうございます。記載の在り方につきましては、いろいろ御指摘いただきましたので検討してまいりたいと思います。必要な点の資料等につきましては、また追って回答します。

○立石座長：その他、御意見、御質問等ありますか。山根さん。

○山根委員：今、座長さんから御指摘のあった参加人数のところは、私も質問しようと思っていました。小学生、中学生の数とあまりにも違うので一緒の表にまとめるべきかどうかということは見ておかしいと思い、質問しようと思っていましたので、よろしくお願いします。どこのページということではないのですが、防犯とか再犯防止ということがすごく大きな重点になっていますよね。地域社会の受入みたいなのがすごく大事だと思うんですけど、実はちょっと前ですけど、神戸の怖かった事件の犯人が刑を終えて出てきて、すぐ近所に住んでいるらしいという噂が地元の方で出まして、騒ぎとまでいかなかったんですけど、学校でそういう情報を持っているのであれば、きちんと皆に伝えるべきだというお母さんもいらっしゃるもして、そんなことがあったわけなんですけれど、やはり難しい問題ですし、いろんなマスコミの報道にも問題、課題もあったりして、簡単にどうこう言えることではないんですけど、やっぱりもっと、例えば”社会を明るくする運動”とかこういう地域密着型の活動の中で、いろいろ出前授業とか法曹の関係の方がきて講演会をまめにさせていただくとか、地域との連携を深めていただいて、日本の司法の仕組みとか地域のいろんな更生保護、どんな活動をしているかの紹介をもっとお願いしたい。理解が足りなくて、マスコミなんかの報道で不安になるようなことがあると思っていますので、そのへん行事もなかなか新しい人への参加を呼びかけるというところまでいっていないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○立石座長：何かございますか。渡辺先生。

○渡辺委員：質問と意見を申し上げたいと思います。保護局関連で、先ほども無職率の話が出ました。45ページを拝見すると「協力雇用主数」がこの一年間で大変増えています。おそらく

大変な努力をされたんだと思いますが、それにしても大きな伸びになっていますので、何かそのへんの背景や事情があれば教えていただきたいと思います。それと、細かな話で恐縮ですが、「性犯罪者処遇プログラム」に関連して「性犯罪対象者に対し、処遇プログラムを実施した」といった記載があるんですね。処遇の対象ということで「性犯罪対象者」という用語が使われているんですが、さっと読んでしまうと、「性犯罪」の「対象者」って曲解、誤解を招きかねないと思います。何より「性犯罪者処遇プログラム」と書いてあるわけですから、用語の統一を図るべきで、そういう目でも記載を点検いただきたいと思います。それともう一つ、公安調査庁に関する記載ですが、これもまたいつも疑問に思っ、自分自身正解が出ないのですが、オウム真理教関連施設への立ち入り検査状況等とはともかくとして、それ以外の部分、公安調査庁がする全般的な情報の収集・提供の部分が外部からは全然検証できない評価結果になっている。「必要に応じて提供した」「寄与している」「必要性の高いものであると考えられる」「柔軟に対応し」「一定の評価を得た」と書かれているだけです。業務の性格に照らしてやむを得ないということは分かるんですけども、逆に言えば、じゃあどうだったら目標を達成できなかったという評価になるのか。政策評価全体を考える中でいつも違和感をもっています。それと、もう一つ、公安調査庁も、「情報はホームページに掲載するなどして、適切かつ効率的な提供ができた」と57ページなどで自己評価されております。昨日、公安調査庁のホームページにアクセスしてみました。公安調査庁では「最近の内外情勢」というのを毎月まとめてらっしゃいます。その内容の当否はここで議論する話でないのでおいておきますけれども、昨日の時点で4月までの分しか掲載されていません。5月が終わって20日間くらい経つのに、5月の状況はまだ載っていませんでした。そんな状況で、ここで評価されている「適切かつ効率的な提供」を国民にしたというふうにいえるのかどうか、ちょっと疑問を持ちました。

○立石座長：ありがとうございました。今、いろいろ今後取り入れていただきたいというような要望がありました。ちょっと時間の関係がございますので、続けて、基本政策Ⅲの「国民の権利擁護」、基本政策Ⅳの「国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」及び基本政策Ⅴの「出入国の公正な管理」に関する政策とまとめて、事務局から、評価結果の概要を説明願います。

○駒方課付：では説明いたします。まず、60ページから御覧ください。「登記事務の適正円滑な処理」の関係でございます。こちらの政策は、①登記情報の電子化、②オンライン申請の導入、③登記情報システムの再構築、④地図管理業務・システムの最適化、これらの4点にそれぞれ目標値等を設定して取り組んでいるものでございます。これらに関しましては、評価は、いずれも、地図管理業務・システムの最適化終了後の平成23年度に実施いたしますので、本年度は平成19年度における進捗状況を中心に、中間報告という位置付けで記載しておりますが、現在のところ、達成目標に向けて順調に推移している状況でございます。

続きまして、65ページからの「人権の擁護」の関係でございます。こちらの政策は、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、「人権啓発活動の推進」、「人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応」などに取り組んだものでございます。目標値については、いずれもおおむね達成できておりますが、「障害のある人に対する人権侵害事件の対応件数」につきましては、対応件数がわずかではございますが、減少しております。減少の原因は必ずしも明らかではありませんが、人権侵害事件等の事案が潜在化してしまっている可能性も否定できませんので、今後一層の取組が必要であると考えておりま

す。

次に、73ページから「国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理」の関係でございします。こちらの政策は、①国の利害に係る本案訴訟の適正・迅速な追行、②行政機関のための法律意見照会制度の利用促進、にそれぞれ目標値等を設定して取り組んでいるものです。

まず、「①国の利害に係る本案訴訟の適正・迅速な追行」についてですが、これは「国の利害に係る本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる」ことに取り組んでいるものであります。訟務組織が担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかという点につきましては、個々の事件の性質や、相手方の訴訟対応等の外部要因に大きく左右されるところがございまして、必ずしも訴訟の一方当事者のみが努力すれば裁判の迅速化が実現できるものではないという点がございします。このような状況の下、現在まで、指標の目標値にはいまだ到達してはいないものの、達成率は、平成15年度の71.7パーセントから年々増加しまして、平成17年度、平成18年度、平成19年度といずれも80パーセント台を維持している状況でございします。さらに、平成19年度の件数をみると、平成18年度に比して212件増加しております。これらを勘案いたしますと、平成20年度の目標達成の実現に向けて前進しているものと評価できると考えております。

次に、「②行政機関のための法律意見照会制度の利用促進」についてでございしますけれども、行政機関に対し、制度の趣旨及び積極的な利用について周知活動を行ったこと等により、平成19年度に新規に受け付けた事件数は、1,759件であり、平成18年度に比し113パーセントとなっております。これは、行政機関において、同制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができる制度として認識されてきたものであると考えられ、今後も積極的に活用されることが期待されます。

最後に77ページ、「出入国の公正な管理」の関係でございします。こちらの政策に関しては、①平成20年末までの5年間で不法滞在者数半減、②円滑な出入国審査、③システム運用経費の削減の3つの達成目標を立てているところでございします。不法滞在者数の半減及びシステム運用経費の削減の2つにつきましては、来年度以降の評価が予定されているところでございまして、本年は中間報告という位置付けになりますが、いずれも目標達成に向けて順調に推移してございします。円滑な出入国につきましては、全空港での最長審査待ち時間20分以下という目標値は達成できておりませんが、外国人の入国者数が過去最高を更新する中、審査待ち時間短縮に向けた施策の効果が現れたといえるものと考えております。以上でございします。

○立石座長：ありがとうございます。ただいま、基本政策Ⅲの「国民の権利擁護」、基本政策Ⅳの「国の利害に係る争訟の統一かつ適正な処理」及び基本政策Ⅴの「出入国の公正な管理」について評価結果の説明をいただいたところでございしますが、特にこの点について指摘しておきたいというようなことがございましたら、お話しいただければと思います。

○渡辺委員：一点、お尋ねです。「登記事務の適正円滑な処理」の関係です。オンラインシステムの進展は非常に結構なことだと思いますけど、現時点で利用状況はどうなっているのでしょうか。先ほど御説明があった今後の「法務省重点施策」でも、登記オンライン申請の利用促進が盛り込まれているかと思いますが、それなりの経費を投じた施策であって、利用状況は評価結果にも影響を与えかねないところですので、現状をお伺いしたいと思います。

○駒方課付：民事局お願いします。

○**民事局**：民事局でございます。正確な数字につきましては、別途お届けさせていただきたいと思いますが、オンライン申請を導入した平成17年から平成18年くらいまでは非常に低調でございました。しかし、平成19年4月から登記手数料を一通1,000円から700円にオンライン申請の場合に引き下げたということ、また、今年の1月から一定の登記について、登録免許税のオンラインの場合の軽減措置を加えたということも相まって次第に伸びつつございます。パーセントとしては、今年の頭ぐらいはおよそ全体の登記申請事件数の5パーセント程度でございましたが、4月、5月と増えておりまして、速報値では、8パーセントから9パーセントというところになっております。これは、不動産登記ですと、二当事者がございまして、ちょっとまだ8パーセントから9パーセントですが、一当事者でできる、商業登記の申請につきましては、より高い割合がオンライン申請になっていると聞いております。また、地域によっていろいろ格差がございまして、登記所までの距離が若干遠い地域においては、オンライン申請数がやはり高くなっております。例えば、北陸三県などが全国的にはよく利用されている方なんですけど、速報値では27,28パーセントがオンライン申請の登記申請事件数である、こういうふうになっております。民事局としては、今後もIT戦略本部においても、オンライン向上ということが政府全体の取組でございまして、一層の推進に努めたいと考えているところでございます。

○**立石座長**：他いかがでございましょう。どうぞ。

○**中村委員**：先ほどから御指摘されている事項の追加なんですけど、74ページといいですか、73ページから始まるところで、他の項目につきましては、達成目標1,2につきまして、分けた記載といいですか、括弧書き等で分けて記載してありますけど、このところは分けてございまして、若干読みにくい感じがしますので統一的に記載いただければと思います。

○**立石座長**：ありがとうございます。その他いかがでしょうか、どうぞ山根さん。

○**山根委員**：前回も議論になったところなので、御承知おきなんだろうと思いますが、65ページ、「人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応」というところで、指標がすべて数字的な、数が増やすことが目標という目標値ですけれども、たびたび議論で、数だけじゃないだろう、質の問題とか、相談ということがあって、どういうふうに対応されて、救済できたのかどうしたのかが問題でしょうというお話がたびたび出ていたと思います。そのへんでやはり今後中身をどう判断していくか、目標値を立てて指標とするかというのを御議論いただければと思います。

○**立石座長**：よろしく申し上げます。その他いかがでしょう。全般的に私が読ませていただいて、以前から相当進歩したという感じがしております。最初のうち、平成15年ころは、ほとんどアウトプット指標、人数とか回数とかが中心で、どういう効果があったのかというアウトカムの方がなかったと思うんです。それが平成19年度あたりになると、比較的表現の中にも、アウトカム的な内容を入れた評価になってきており、以前からは相当進歩したのではないかと感じております。さて、まだ言いたいことがあるんだという方もおられると思いますが、一週間以内で、文書かメールで事務局の方に出していただければと思います。

○**事務次官**：大変ありがとうございました。本日の御意見の中で、政策評価結果報告書、そのものに反映されなければいけない御意見も大変多くございましたので、それは早速やらせていただきますが、今回もそうでございましたが、各回そうなんですけれども、出席させていただきまして、大変に貴重な御意見を毎回いただいているわけでございますので、いわば、政策評価

という作業にとどまらず、法務省の各局の責任者が御指摘をきちんと受け止めて、どうするかということができるよう、私の立場でもできることをさせていただきたいと思いますので、今後とも引き続きよろしく申し上げます。

○立石座長：よろしく申し上げます。最後に事務局から。

○岩田室長補佐：本日は、ありがとうございました。最後になりましたけど、本日の報告書（案）の取り扱い等について御説明させていただきたいと思います。報告書（案）につきましては、本日の御意見を承りまして、再検討させていただいた上で、8月中を目途にとりまとめをいたしまして、法務省ホームページで公表したいと考えております。また、事前評価につきましては、法務省所管に係る新規採択事業で、事業費10億円以上の施設の整備等がその対象になっているわけですが、現在のところ、整備予定が定まっておられませんので、本日御議論いただくことができませんでした。もっとも、この事業評価につきましても、平成21年度の概算要求に反映させる趣旨から、8月末までに公表する必要がありますので、事前評価実施結果報告書の（案）を作成次第、皆様方に送付させていただき、公表前に御意見を頂戴できればと考えております。なお、本日の議事内容につきましては、従来と同様、議事録を作成の上、法務省のホームページで公表したいと考えております。その手続につきましても、従来と同様、事務局で案を作成し、後日、皆様方に御確認をいただき、最終的な御確認を立石座長にお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。さて、次回の政策評価懇談会の日程については、本年10月ころ、平成20年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の見直しについて御議論いただく予定としておりますが、開催に関しては、計画見直しの内容等を勘案の上、別途御連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。最後になりましたが、総務省行政評価局において、政策評価法の規定に基づき、「平成19年度における政府全体の政策評価の実施状況等」をとりまとめ、国会に報告しておりますので、その報告概要資料を、裁判員制度が平成21年5月21日から開始される旨の広報資料を、それぞれ参考に配布させていただいておりますので、御覧いただければと思います。